

在日韓国・朝鮮人の歴史と現状

——創氏改名が残した問題——

文学部 4年 加藤 愛

- I はじめに
- II 在日韓国・朝鮮人の歴史
 - 1. 在日韓国・朝鮮人の形成
 - 2. 日本への残留
- III 創氏改名の実施とその過程
 - 1. 日本の「氏名」、朝鮮の「姓名」
 - 2. 創氏改名の制度
- 3. 「創氏」の強制について
- IV 在日韓国・朝鮮人の名前の現状
 - 1. 通称名（通名）とは
 - 2. 本名で生きるということ
- V おわりに

I はじめに

2004年末現在、日本には607,419人¹⁾の在日韓国・朝鮮人が生活している。そのうち大阪に住んでいる人口は全体の約4分の1²⁾と多くを占めており、非常に身近な存在であるといえる。しかし、恥ずかしながら筆者はこの研究を始めるまではほとんどと言っていいほどこの事実を知らなかった。しかし、知らないからといって終わりにするのではなく、在日韓国・朝鮮人の歴史と現状について目を向け、今一度考えてみたいと思う。

在日韓国・朝鮮人とひとくくりに言っても、日本社会における彼らの生活、現状はさまざまである。本稿では名前という点に焦点を合わせて考えていきたい。在日韓国・朝鮮人の中にはなぜ本名を名乗らず生活している人がいるのか、またなぜそうせざるを得なくなったのか。そもそもなぜ彼等が日本に来なければならなかったのか歴史を振り返りたい。そして日本が行った創氏改名という政策について分析し、創氏改名が残した問題として、名前を取り巻く在日韓国・朝鮮人の現状を考えてみたいと思う。

II 在日韓国・朝鮮人の歴史

この章では在日韓国・朝鮮人の形成の過程を考えたいと思う。そもそも彼等はなぜ日本に来なければならなかったのであろうか。そして帰国を望んでもできなかった人びとがいるという事実を歴史とともに振り返って考えてみたいと思う。

1. 在日韓国・朝鮮人の形成

日本と朝鮮半島は地理的にごく近いところに位置しており、昔から人びとは頻繁に往来していた。日本への労働移民の先駆けとなったのは出稼ぎ労働者たちである。出稼ぎ労働者はだんだんと増加し、やがて日本に生活の基盤を築いて家族を呼び寄せ、定着していった³⁾。

朝鮮の人びとが大勢日本にやってきて住むようになったのは1910年の日本による「韓国併合」からである。これを「日韓併合」と呼ぶのは正しくない。また韓国では「ハニルハッパン韓日合邦」といっているがこれもまた適切な表現とはいえない。なぜなら日本と韓国（朝鮮）が対等に結合したのではなく、日本が一方的に呑みこんでしまったからである⁴⁾。韓国併合により朝鮮は日本の植民地となり、朝鮮人は「日本国民」と規定された。日本は統治機構として朝鮮総督府を設置し、鉱物・食料などの資料を効率よく奪うために、さまざまな制度の改編と産業の開発を実施した。

・「間接的強制⁵⁾」による在日韓国・朝鮮人の形成

1910年から1918年にかけて朝鮮総督府は土地調査事業⁶⁾を実施した。これにより土地を奪われた農民はしだいに流民化し、中国東北地方（満洲）やシベリア方面へと移住するようになったが、年を追うごとに日本への渡航も多くなっていった。

1914年からの第一次世界大戦で戦勝国側になった日本は急激に産業が活発になり、大量の労働力を必要とするようになった。そのため朝鮮から盛んに

募集して低賃金で働かせたのが、今日の在日韓国・朝鮮人を形づくるはじまりである。1919年の三・一独立運動により、朝鮮総督府は同年4月「朝鮮人の旅行取り締まりに関する件」（1922年12月に撤廃）を発表し、日本への渡航に厳しい規制をかけ始めたが1920年代には在日朝鮮人の人口はさらに増えた。この頃実施された産米増殖計画⁷⁾の影響を受けたからである。この産米増殖計画によって米は増産されたものの、それは当時人口増によって米不足をきたしていた日本人の主食となったため、朝鮮では一人当たりの米の摂取量は低下し農民を貧窮させていった。そして生活の糧を求めて海外へと渡航する人びとが増加していったのである。

離農による労働力の供給と低賃金労働力を求める日本企業の需要が結びついたことが、在日韓国・朝鮮人の増加の要因となった。1915年には3989人であった人口は1930年には約30万人に達した。この時期の朝鮮人の日本への移住はいわゆる強制連行ではないとされているが、事実上そうせざるを得ない状況に置かれたという意味で間接的強制であるといわれる⁸⁾。

・強制連行による在日韓国・朝鮮人の形成

1937年、日中戦争が本格化し、日本経済は軍事化された。1938年に国家総動員法が公布されたことにより、日本国内では多くの若者が徴兵され戦場へと送りこまれた。そのため国内の労働力は急激に不足し、特に、厳しい労働現場である炭坑・鉱山などでは頑健な労働力を必要としていた。こうして国家総動員体制は植民地である朝鮮にも拡大され、1939年に「朝鮮労働者内地移住に関する件」が公布され強制連行がはじまったのである。初めは「自由募集」という形で朝鮮人労働者が集められたが、太平洋戦争が始まりそれまでのやりかたでは追いつかないと判断され、しだいに強制的なものとなっていった。「官斡旋⁹⁾」による連行は手当たり次第、暴力的に行われた。1944年からは国民徴用令が適用され広く網をかけるような連行が行われた。

2. 日本への残留

1945年8月15日、日本は第二次世界大戦で敗戦国となった。同時に、日本の朝鮮植民地支配は崩壊し朝鮮は解放された。1945年の時点で在日韓国・朝鮮人の人口はおよそ200万人に達しており、解放された祖国への引き揚げを急いだ。解放直後の引き揚げは自ら船を調達し自力で帰っていった自主帰還者が多くいた。1947年初頭における残留数はおよそ50万人で彼等が現在の在日韓国・朝鮮人社会の土台となった。彼等の多くは1920年代、30年代にすでに日本に定着していて、故郷での生活基盤が失われている人びとであった。なかには、帰国の願望を持ちながらも、解放後の朝鮮での社会的混乱から一時的に帰国を見合わせたという事情もあった。しかし、そうこうしているうちに5年後の1950年には朝鮮戦争が勃発し海上交通が途絶えてしまったため、そのまま居残ってしまった家族も多くいたのである。

これまで、在日韓国・朝鮮人の形成の歴史について述べてきた。次に、日本による朝鮮の支配において大きな政策であり、現在にも爪痕を残している創氏改名について考えてみたいと思う。

Ⅲ 創氏改名の実施とその過程

韓国併合ののち、日本が行なった皇民化政策のひとつに「創氏改名」があり、これは朝鮮支配政策のなかでも最も朝鮮人に苦痛を与えたもののひとつであった。この章では創氏改名の制度について詳しく考えてみたいと思う。まず、日本と朝鮮では名前の構造が異なるというところから考えてみる。

1. 日本の「氏名」、朝鮮の「姓名」

人の名前には本名と通称名（通名）がある。本名とは、法律（例えば、日本では民法や戸籍法）によってそのネーミングが規制され、国家の国民の登録簿（例えば、日本では戸籍簿）に登録されている名前のことである。これは法律名とも言い換えることができる。この法律名のあり方は国によってさ

まざままである。名前はただ単に人を識別・特定するだけでなく、さまざまな宗教的意味や社会的意味が含まれているのである。

日本では、「氏」（うじ）＋「名」（な）の「氏名」（しめい）が日本人の法律名であり、家族名である「氏」はその人が属している「家」（いえ）（同一戸籍集団）の名称である。それと比較して、朝鮮の伝統的な名前の構造は、「本」（ほん）＋「姓」（せい）＋「名」（な）の三要素から成り立っている。「本」（本貫）とは、日本にない朝鮮独特の概念であり、それはその一族の先祖の発祥地名を示している。そして「姓」と組み合わせさせて同族（宗と呼ばれる男系血統集団）の識別符号となる。ただ、「本」というのは重要な身分標識ではあるが、社会生活上の呼称単位には含まれず、社会生活上では「姓」＋「名」（せいめい）が名前の単位である。父方のつながりを重視する「姓」は男女を問わず一生不変のものであり、婚姻などによって戸籍を移しても変わらない。つまり日本の「氏」とは本質的に違って、非常に民族性の強いものである¹⁰⁾。

日本人の身分標識・名前の構造

氏 + 名

朝鮮人の身分標識・名前の構造

本 + 姓 + 名

が呼称としての名前

日本は朝鮮の家族制度を伝統的な「宗法制」から日本的な「家制度」に変えていくこと、さらに朝鮮人の名前の呼称を朝鮮的なものから日本的なものへ変えていくことを目的とし、創氏改名政策を繰り返していった。

2. 創氏改名の制度

1940年2月10日二つの制令が施行された。制令というのは朝鮮総督府が発する命令のことで、内地¹¹⁾の法律に当たる¹²⁾。その二つの制令とは前年に公布されていた制令第19号「朝鮮民事令改正の件」と制令第20号「朝鮮人の氏名に関する件」である。1940年2月11日から1945年8月までの5年半にわた

り、皇民化政策として実施された「創氏改名」はこの二つの制令を含む、三つの法制度改革を柱としていた。

- ①制令第19号によって、「朝鮮民事令」第11条中に内地民法の「氏」の規定が盛り込まれ、「氏」の制度が朝鮮人にも適用されることになり、新設された「朝鮮民事令」で定められた方式により、朝鮮の戸籍に氏が新たに創設された（これを「創氏」という）。
- ②制令第20号によって、新たに「氏名の変更」の制度が設けられ、朝鮮風の呼称から内地（日本）風の呼称に改称できるようにした（これを「改名」という）。
- ③創氏にともない、朝鮮総督府令第220号「朝鮮戸籍令改正」によって、朝鮮人の本名（法律名）を従来の伝統的な「姓名」から内地民法上の「氏名」にきりかえた（本名システムの変更）¹³⁾。

「創氏」の方式には「設定創氏」・「法定創氏」の二つがある。「設定創氏」とは1945年2月11日から8月10日までの半年の期限内に、戸主が日本式の氏を設定して届け出るものである。この半年の間に氏設定届をしなかった家（戸籍）は期限後に自動的に戸主の「姓」が「氏」になるというのが「法定創氏」である。つまり、法に対し任意の設定創氏、自動的な法定創氏を合わせて、創氏は100%完了したということになる。ここで注意しなければならないことは、創氏によりそれまでの朝鮮人の「姓」や「本（本貫）」がなくなったのではなく、そのまま維持されたということである。ただし、それまでの朝鮮的な「姓」は戸籍のかたすみに追いやられ、公用の名前や社会的な呼称の単位が、「姓名」に代わって「氏名」となった¹⁴⁾。

では、創氏設定をする際、何によって「創氏」する名前を決定したのだろうか。次のように日本風創氏を類型化することができる。

(1)在来の姓名に執着をもってされた傾向のもの

- ①在来の姓字に一字を加え複字姓にしたもの

金－金田，高－高山，崔－崔本，田－上田

- ②在来の姓字はそのままにし，読み方だけを日本式にしたもの
林（はやし），南（みなみ），柳（やなぎ）
 - ③在来の姓字の扁，旁を分解し，あるいはそれを除去したもの
朴－木下，張－弓長，黄－共田，崔－佳山
 - ④在来の姓字に旁などをつけ，さらに一字を加えて複字姓にしたもの
丁－町田，尹－伊藤，金－鈴木，呂－宮本
 - ⑤在来の姓字の音に類似した日本式姓を作ったもの
崔－佐位，兪－湯本，郭－加藤，左－佐藤
 - ⑥在来の複字姓のうち一字を除去し，さらに一字を加えて日本姓らしくしているもの
南宮－南田，諸葛－諸岡，皇甫－浦田
 - ⑦在来の一字姓に特定の一字を加えて複字姓としているもの
(宗家との意味から本，元の字を加える)
金－金本，李－李元
 - ⑧特定の姓によく使われる日本式姓
(本貫あるいは本貫にちなむもの)
朴－新井，洪－徳山，許－岩村，徐－達川
 - ⑨出身地の名称を日本姓としているもの
徳川，白井，大田，安東，成川，益山
- (2)日本での著名な人士の氏名を引用した傾向のもの
伊藤（伊藤博文から），丸山（丸山鶴吉から）
- (3)日本人妻の里方の姓を用いるもの
- (4)その他全く無関係に行われたとみられるもの¹⁵⁾

このように日本的創氏を設定する際，伝統的で民族性の強い「姓」の一部を残したりすることにより，「創氏改名」という屈辱的な制度に耐えたのであろうと筆者は考える。

3. 「創氏」の強制について

2003年5月、自民党の麻生太郎政調会長（現外務大臣）が「創氏改名は朝鮮人が望んだこと」と発言し、韓国のマスコミなどから批判を浴びた。また、植民地支配を正当化しようとするグループからも、創氏改名に関して日本の支配当局者（朝鮮総督府）の責任を免罪しようとする言説が盛んになされている。しかし、2003年の夏に、創氏は強制であったことを示す文書が、韓国大田市の政府記録保存所で発見されたのである。このことは、新聞¹⁶⁾でも報じられた。

創氏改名が実施された当初、朝鮮総督府は、氏設定の届け出は「強制でない」と発言しており、当然のことながら氏の届け出はきわめて低調であった。届け出をしたのは、主に官吏・警察官、そして道会・府会議員などであった。彼等に圧力がかかっていたとは断言できないが、民衆に模範を示すことが期待されたことは間違いない。創氏改名は1940年2月に始まったものの、4月末でも総戸数の4%と低い届け率にとどまった。総督府は届け出を増やすために全力をそそぎ、5月に入ると各地方では「氏設定強調週間」が設けられ、届け出促進を強化する動きが見られるようになった¹⁷⁾。

発見された文書は、戸籍事務を監督していた地方法院（地方裁判所）が面（村）事務所に届け出督励を強化するようにしたものである。これは6月12日付で釜山地方法院長が管内の府尹・邑面長に送った「氏設定督励ニ関スル件」と題する文書である¹⁸⁾。この文書は、氏の届け出に関して、総戸数の「一割程度ニ過ギズ甚シキハ三分以下ノ所モアリ」と現状を述べ、「七月二十日迄ニ全戸数ノ氏届ヲ完了スル様特段ノ配慮」を促している。このころには「全戸届け出」を目標とする地方も現れるなど行政機関あげての「督励」がなされるにいたったのである。

そして、創氏に対する批判を厳しく取り締まる措置がとられていたことも見落としてはならない重要な事実である。親族に「創氏に反対だ」「朝鮮独立後にはもとの名前に戻れる」と語った農民が検挙され、懲役1年の判決を受けた事件があった。批判者を処罰して「見せしめ」とする過酷な雰囲気

中で創氏は実施されたのである¹⁹⁾。

このように、行政機関などによる「督励」、批判に対する厳しい措置を行った結果、届け出率は8割にも達したのである。これこそ強制の事実をあらわした結果ではなかろうか。

IV 在日韓国・朝鮮人の名前の現状

創氏改名という名前に関する政策は戦後、そして現在に痕跡を残している。最後にこの章で在日韓国・朝鮮人の名前の現状について考えてみようと思う。

1. 通称名（通名）とは

在日韓国・朝鮮人の通称名とは、例えば、「朴」「金」というような民族的な姓が本名としてあるにもかかわらず、「新井」「金田」というような日本人的な苗字を通名として使用している例がそれである。通称名（通名）とは、本名以外に自分が勝手に使用し、そして社会的に通用している名前のことである。通名は法律の規制を受けないので、どう名乗ろうとまったくの自由である。在日韓国・朝鮮人の通名はその使用の目的、または理由から、そのほとんどが日本的なものとなっている。通称名を使用しているといっても、一様なものではない。日常生活のすべてにおいてまったく本名を使わない人もいれば、生活の場面に応じて本名と通名を使い分けている人もいる。姓だけが日本的な場合もあるし、姓名とも日本的な場合もある²⁰⁾。

それでは在日韓国・朝鮮人はなぜ通称名を名乗ったり、本名と通称名を使い分けたりして生活しているのであろうか。その理由は次のとおりである。

- (1)社会的理由：識別しやすく覚えやすい日本名を名乗り、生活や商売をスムーズにしようとする、生活上の便宜を考慮した場合。日本社会からの差別・摩擦を避けるために日本名を名乗る場合。そして、日本に永住して日本の制度・習慣になじみ、日本的な名前に抵抗がなくなっ

ている場合。(特に若い世代は本名を知らない人も多く、知っているもかえって違和感を感じる人もいる。)

- (2)歴史的理由：創氏改名による日本的な名前が定着してしまった場合。
- (3)制度的理由：本来は法的に何の意味もないはずの通称名が、外国人登録の氏名欄に本名とともに括弧書きで登録することができるという行政実務が慣行化している。つまり第二の法律名として機能している²¹⁾。

今日の在日韓国・朝鮮人の日本的通称名における創氏改名の痕跡はその日本風の氏の類型に顕著に表れているように思われる。というのは、そのファミリーネームの通称名が、創氏届に由来するものが多く見られるからである。その類型とは前章で述べたものである。現在の在日韓国・朝鮮人が名乗っている通称名に使われているすべての名前が創氏改名による影響を受けたものではないが、少なからず影響を受けていることは重要な事実である。現在、日本社会において通称名の使用を強要する法律などは存在せず、多くの在日韓国・朝鮮人が通称名を使っているという現状はあくまでも本人の意思であるといえる。しかし、本名を使うことによって不便を強いられ、生活に支障をきたすことがあるということが、日本社会の現実である。

ここで在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別意識をはっきりとあらわした就職差別について触れてみようと思う。

これは、1970年就職の不採用に対する異議申し立てが初めて裁判となったものである。

1951年愛知県生まれの朴鐘碩パクチョンソク(通名 新井鐘司)さんは、1970年日立ソフトウェア工場の従業員募集を知り応募した。そのとき、履歴書の「氏名」欄に通名の「新井鐘司」、本籍地欄に出生地を記入した。そして採用通知を受け取ったが、戸籍謄本が取れないことを伝えた。朴さんが在日朝鮮人であることがわかった日立側は「一般外国人を雇わない方針」であること、「最初から本当のことを書いていたらこんなことにはならなかった。」と朴さんを解雇した。朴さんをめぐりさまざまな在日朝鮮人や日本人が支援運動へとつ

なげていった結果、裁判は1974年全面勝訴、朴さんは1970年付で入社となった。日本の裁判所が、日本の企業が在日朝鮮人を「朝鮮人だから」という理由だけで不採用にすることの不当性、そして、本人が通名を名乗り本籍を隠す事情を認め、この裁判を「民族差別」による「就職差別」であることを認めた²²⁾。

この「日立就職差別裁判」は今から35年も前の出来事ではあるが、今現在も在日韓国・朝鮮人に対する就職差別は完全にはなくなったとはいえない。

2. 本名で生きるということ

現在、日本で生活している在日韓国・朝鮮人のなかには、本名で生活している人も多くいる。ここでは本名で生活している在日朝鮮人の友人の話²³⁾をもとに、名前とは何なのか、そして日本社会における在日韓国・朝鮮人の立場について考えて見たいと思う。

筆者の友人A君(22歳・男性)は在日3世の父親、4世の母親を持つ、3.5世の在日朝鮮人である。国籍は「韓国」である。当然のことながら外国人ということになってしまう。通称名を使わず本名で生活してきた彼は、幼稚園から中学校まで民族教育²⁴⁾を受け、高校から日本の学校に進学した。民族教育に関しては、受けてよかったと感じているという。しかし長い間民族教育のなかで育ったので、はじめは日本の高校にはなかなか馴染めなかったという。

在日韓国・朝鮮人にとって日本社会における「在日」としての自分の在り方、「日本」に対する気持ちの在り方は親の教育や考え方に影響するところが大きいという。前の章でも述べたように、在日韓国・朝鮮人のなかにはA君のように本名で生活し、「在日としての思い、自身のルーツをもっと知ってもらいたい。」という考え方もあれば、「自分が在日であることは周りの人には絶対に知られたくないし、自分のことを語るなんて考えられない。」という考え方もあるだろう。在日韓国・朝鮮人とひとくくりと言っても、彼等は生活するうえでの周りの環境や親の教育などにより、多様な生き方をして

いるといえよう。どの生き方が良くて、またどの生き方が悪いとか、そのような問題ではないのである。

創氏改名の話に入ると、A君は実際におじいさんが体験した話をしてくれた。彼のおじいさんの場合、創氏設定は日本の役人に適当につけられた氏であったようだ。では適当とはどのようなものであったのだろうか。氏をつけられる際に役人からの「どこからきたのか。」という質問に対し、「〇〇の方からです。」と答え、また「〇〇のもう少し西の方に原っぱがあるだろう？」と聞かれ、「はい、あります。」と答えたところ「それではおまえは『西原』だ。」と言い「西原」という氏をつけられたのだという。従来の「姓」の存在を否定し一方的に日本の氏を名乗らせるという政策ではあったが、このように何とも適当というか杜撰な対応がとられていたのかと思うと、憤りさえ感じるのである。このようにつけられた名前に何の意味があるというのか。

現在、筆者と同じ大学4年生であるA君も就職活動に取り組んでいたが、「在日」に対する就職差別には少なからず不安はあったという。在日韓国・朝鮮人に対する就職差別は以前に比べると減少しているとはいえ、完全になくなったとはいえないのが実状である。しかし彼は先輩から「選考から落ちてしまっても、それはそれまでだったと考え、また他の会社を受ければよい。」と割りきって考えるしかないとアドバイスされたという。

日本で生まれ、日本で生活していても、A君は自分自身を日本人だとは思わず、「日本人は日本のことを知らなさ過ぎる。自分の国のことやのに。」と言う。筆者も同感である。恥ずかしながら、筆者も知らないことがまだまだ多くあるのでその言葉が胸にささった。「日本人は、日本人は…」と批判する彼の立場はいったいどこにあるのかを尋ねた。すると彼は自分は決して日本人ではないということ、「在日」という新しい人種であるという。しかし彼は自分自身、複雑で難しい立場にいる事は事実だという。日本にいると外国人と言われ、韓国に行くと日本人と言われ、自分の国がないのである。「在日って悲しい人種やわ。」と最後にぼつりとこぼしたこのひと言が彼の心の中の本音なのであろうか。

「自分にわかること、話せる範囲であれば何でも話すから。」と筆者の研究に協力してくれた A 君に感謝してこの章を締めくくる。

V おわりに

筆者はこの研究をはじめまで、知人の中に在日韓国・朝鮮人がいても、それは本人にとってはあまり触れてほしくはないことであるのだろうという意識を持っていた。もちろん中にはそういう人もいるのかもしれない。しかし筆者のその考えは在日韓国・朝鮮人の事実、歴史に対する知識の乏しさのあらわれであったことに気づき、恥ずかしさを覚えた。

本稿で筆者は創氏改名が残した問題として、「名前」に焦点を合わせ、在日韓国・朝鮮人の現状について述べた。名前とはその人自身を表すものであるが、名前だけでその人を判断するのではなく重要なことはその人の中身であるということをおぼえてはいけないと思う。

しかし、少しでも多くの在日韓国・朝鮮人が本名を名乗ることに何の不安も、抵抗もなく生きることのできる社会を作るためには、在日韓国・朝鮮人を取り巻く現状に目を向けなければならないと思う。そして、筆者は本稿を書くうえで、本や資料からは伝わりづらい人の心の声を伝えたいという強い思いから 4 節では友人の話を書くことができた。筆者自身、彼の話から多くのことを学ぶことができ、心から感謝の気持ちでいっぱいである。本稿を読んでいただく人に「在日」としての彼の声が少しでも伝わることを筆者は願っている。

注

- 1) [9] 表から引用
- 2) [9] 表参照
- 3) 金 [1] 26～27頁参照
- 4) 梁 [5] 43頁参照

- 5) 仲尾 [6] 11頁引用
- 6) 朝鮮の農業を支配下におき全土の所有権を証拠書類によって確認し、証拠となる書類を提出できなかった土地や共用地などは日本地主や日本の会社のものとなった。
- 7) 品種改良, 多収型品種の育苗, 農地改良などによって水田の生産性を高めて米の収量増加をめざしたものの。
- 8) 梁 [5] 47頁参照
- 9) 朝鮮総督府が政府の要請をうけて「鮮人内地移入斡旋要綱」を作成し、総督府の官吏が直接労働者集めにのりだしたこと。
- 10) 金 [1] 114~117頁参照
- 11) 日本国内のことを指したことば
- 12) 宮田 (他) [3] 41頁参照
- 13) 金 [2] 136~137頁参照
- 14) 金 [2] 138頁参照
- 15) 金 [2] 96~98頁参照
- 16) 『毎日新聞』[7] 7面参照
- 17) 水野 [8] 参照
- 18) 水野 [8] 参照
- 19) 『毎日新聞』[7] 参照
- 20) 金 [2] 82頁参照
- 21) 金 [2] 85~86頁参照
- 22) 伊地知 [4] 61~62頁参照
- 23) 2005年10月11日 1対1での面談。桃山学院大学で。筆者の研究がよりよいものになるのであれば、と快く受けてくれた。
- 24) 民族科目—朝鮮・韓国の言語や歴史, 地理, 社会などを学ぶことにより日本に生きる朝鮮民族としての自信と誇りを獲得していくもの。

参考文献

- [1] 金 英達『在日朝鮮人の歴史』, 明石書店, 2003年。
- [2] 金 英達『創氏改名の法制度と歴史』, 明石書店, 2002年。
- [3] 宮田節子・金英達・梁泰昊 (著)『創氏改名』, 明石書店, 1992年。
- [4] 伊地知紀子『在日朝鮮人の名前』, 明石書店, 1994年。
- [5] 梁 泰昊『在日韓国・朝鮮人読本—リラックスした関係を求めて—』, 緑風出版, 1996年。

在日韓国・朝鮮人の歴史と現状

- [6] 仲尾 宏『Q&A 在日韓国・朝鮮人問題の基礎知識』, 明石出版, 2003年。
- [7] 『毎日新聞』(夕刊) 2004年 2月20日付 7面, 「創氏」強制の文書発見(韓国で進む歴史資料の公開)。
- [8] 水野直樹 「「創氏改名」の実施過程について」, 『朝鮮史研究会会報』第154号, 2004年 <http://zinbun.kyoto-u.ac.jp/~mizna/soushi.htm>
- [9] 在日本大韓国民団中央本部 ホームページ
<http://mindan.org/toukei.php> 2005年11月17日